

【特定疾病保険】

1. 保険の概要

(1) 三大疾病診断保険金支払特約

組合員・その配偶者の方が、がんと診断確定された場合や急性心筋こうそく、脳卒中で入院した場合に一時金として保険金を支払う。

(2) 介護一時金補償特約

組合員・その配偶者、または双方の親が公的介護保険制度における要介護2から5までに該当する認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり、90日を超えて継続した場合に一時金をお支払いします。

※損保ジャパンが定める所定の要介護状態とは、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なる。

(3) 経度認知障害等一時金支払特約

組合員・その配偶者、または双方の親が経度認知障害（MCI）または認知症と診断確定されたときに、一時金を支払う。

※三大疾病診断保険金支払特約は、保険金を受け取った後も契約が失効しないが、介護一時金補償特約・経度認知障害等一時金支払特約は、保険金を受け取った後契約が失効する。